資料3

公立病院の新設・建替等の手続について

総務省

令和４年４月２０日
自治財政局
準公営企業室

1. 公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る手続等の流れ

財政通知における公立病院の新設・建替及び機能分化・連携強化に係る財政措置の手続の規定

「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知）

第2　機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る財政措置等

（[　]内は、引用に当たり意味が通るように文言を補った箇所）

2　手続

[病院事業債（特別分）、病院事業債（一般会計出資債）及び除却等経費に係る特別交付税措置]の適用を受けようとする地方公共団体は、別途定めるところにより「機能分化・連携強化計画」を策定し、[病院事業債（特別分）及び病院事業債（一般会計出資債）]については、起債協議等の前年度までに、[除却等経費に係る特別交付税措置]については、特別交付税の基礎数値の報告と併せて、総務省に提出するものとする。なお、「機能分化・連携強化計画」の対象期間は、原則として令和9年度までとする。

手続通知：当年度の9月

手続通知：起債協議等を行う前年度の9月までに

3　都道府県の役割

(1)　「機能分化・連携強化計画」策定に当たっての助言

都道府県は、市町村等が「機能分化・連携強化計画」を策定するに当たり、上記第1の3(1)※1と同様に対応することが期待される。

※第1の3(1)：都道府県は、…（略）…市町村等が経営強化プランを策定するに当たり、策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会を設けることなどを通じて地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認するとともに、市町村担当部局、医療政策担当部局、病院事業担当部局が連携・協力して、経営強化プランの内容について積極的に助言や調整を行うことが期待される。

(2)　地域医療構想等との整合性の確認

都道府県は、「機能分化・連携強化計画」と地域医療構想等との整合性の確認について、上記第1の3(2)※2と同様に対応するものとする。

※第1の3(2)：都道府県は、市町村等が策定した経営強化プランについて、地域医療構想や医師確保計画等との整合性を十分に検討・確認し、当該プランの総務省への提出に当たり、その確認結果を意見として付すものとする。都道府県が策定した経営強化プランについても、同様とする。
（注：経営強化プランの総務省への提出方法については、令和4年4月時点で定めていないため、改めて取扱いを示す予定。）

4　総務省の対応

総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものについて地方交付税措置を講じるとともに、その旨を通知する。

手続通知：起債協議等や次回以降の特別交付税の基礎数値の報告の際には、それぞれの手続に係る提出書類に、この通知の写しを添付する取扱いとする。

第4　その他の財政措置の見直し等

2　公立病院の新設・建替等に係る手続等

(1)　手続

公立病院の新設、建替及び増改築事業（以下「新設・建替等」という。）を行う地方公共団体は、当該事業の基本設計に着手する前年度に、別途定めるところにより、その見込みを作成し、総務省に提出するものとする。

また、実施設計についても同様に、別途定めるところにより総務省に提出するものとする。

手続通知：基本設計に着手する前年度の11月までに

なお、上記第2に定める財政措置の適用を受けようとする場合は、これらの手続に加えて、…（略）…「機能分化・連携強化計画」を提出するものとする。

手続通知：実施設計に着手する前年度の2月までに

(2)　都道府県の役割

都道府県は、経営強化ガイドライン第3の2を踏まえ、当該公立病院の新設・建替等について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、当該公立病院の役割・機能、必要な機能分化・連携強化の取組、適切な規模、医師・看護師等の確保方策、収支見通し等について、地域医療構想等との整合性を含めて十分に検討・確認し、積極的に助言するとともに、上記(1)の総務省への提出に当たり、その確認結果を意見として付すものとする。

その際、病床利用率が低水準な病院や、今後の人口減少が特に厳しいと見込まれる過疎地域等の病院にあっては、収支見通し等について慎重な検討が必要であることから、特に積極的に助言することが期待される。

(3)　総務省の対応

総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものに係る病院事業債の元利償還金について地方交付税措置を講じるとともに、その旨を通知する。

手続通知：病院事業債の起債協議等の際には、起債協議等に係る提出書類にこの通知の写しを添付する取扱いとする。
（なお、前財政通知では、「認められない」場合に通知することとしていた。）

※「手続通知」・・・「公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る手続等について」（令和4年4月1日付け総財準第75号総務省自治財政局準公営企業室長通知）

新設・建替等、病院事業債（特別分・一般会計出資債）、除却等経費に係る特別交付税措置に関する手続

		起債協議・特別交付税のスケジュール	新設・建替等	病院事業債（特別分・一般会計出資債）	除却等経費に係る特別交付税
N－2年度	11月		N－1年度に基本設計に着手する事業について、総務省に新設・建替等に関する調書等を提出	・新設・建替等に当たって病院事業債（特別分）を活用する場合は、左欄の提出に合せて、機能分化・連携強化計画等を提出することも可能。	
N－1年度	４月		基本設計に着手		
	９月			N年度で協議予定の事業について、総務省に機能分化・連携強化計画等を提出　※1	
	２月		N年度に実施設計に着手する事業について、総務省に新設・建替等に関する調書等を提出　※1		
N年度	４月		実施設計に着手		
	６月上旬	１次協議総務省提出期限	１次協議　※2	１次協議　※2	
	９月上旬	特別交付税基礎数値調査（繰出金調査）回答期限			基礎数値の報告とあわせて総務省に機能分化・連携強化計画等を提出　※1
	11月				
	１月上旬	２次協議総務省提出期限	２次協議　※2	２次協議　※2	
	３月	３月分の特交交付			特交交付

※1:総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものについて、その旨を通知する。

※2:起債協議等の手続では、※1の通知の写しを添付する。
（除却等経費に係る特別交付税については、次年度以降、再度措置を受けようとする場合には、基礎数値の報告時に合せて提出。）

公立病院の新設・建替等の流れ（イメージ）

新設・建替等の議論の開始

【この段階から特に検討が必要なこと】
- 地域医療構想等を踏まえた当該病院の役割、機能別病床数
- 機能分化・連携強化の検討（※）（参照：ガイドライン第２の３の③２）ア））
- 収支見通し　など

・都道府県は、市町村における新設・建替等の動向を把握し、この段階から地域医療構想との整合性の確認や、その他必要な助言を行うことが必要（都道府県立病院、指定都市立病院の場合も、都道府県の医療政策担当課において調整）

※：ここでいう「機能分化・連携強化」とは、経営強化ガイドライン第１の４のとおりであり、病院事業債（特別分）の対象になる場合に限られない。

基本構想作成

事業が本格化する前に、地域医療構想調整会議で当該病院の役割や病床数を議論

①総務省に関係資料の提出（基本設計の前年度11月）

基本設計

②総務省に病院事業債（特別分）の資料提出（該当ある場合）（起債協議等の前年度９月）（①と同時でも可）

都道府県が地域医療構想との整合性等について確認した結果を意見として付す。

③総務省に関係資料の提出（実施設計の前年度２月）

実施設計

起債協議等の際は、①、②、③の手続において、総務省が送付した、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められる旨の通知の写しを添付する。

着工

注：経営強化ガイドラインでは、新設・建替等を行う公立病院は、特に機能分化・連携強化の検討が必要としていることから、令和４年度からは、精神科専門病院についても、総務省への関係書類の提出を必要とする。

2．公立病院の新設・建替等における総務省の確認事項

公立病院の新設・建替等における総務省の確認事項

総務省の確認事項（手続通知第１の４）

（１）事業内容

① 改修や改築ではなく、新設又は建替とする理由
② 当該病院の役割・機能
③ 他の医療機関との機能分化・連携強化の予定※
④ 整備する病院の規模
⑤ 医師・看護師等の確保方策
⑥ 収支の見通し
⑦ 新興感染症等の感染拡大時に備えた対応
⑧ ①～⑦に係る都道府県の確認結果

※: 経営強化ガイドラインでは、経営強化プランに機能分化・連携強化の記載が特に必要な公立病院として、新設・建替等を行う病院を挙げている。

（２）地域医療構想との整合性に関する都道府県の確認結果（注）

① 計画されている当該病院の役割や新設・建替等後の病床機能別の病床数が、地域医療構想に則しているか
② 地域医療構想調整会議での合意の状況（予定含む。）
③ 当該病院以外の病院における地域医療構想の実現に向けた取組状況
④ 当該病院の新設・建替等後の機能別病床数や、地域医療構想の実現に向けた他の病院の取組及び当該都道府県の取組を含めた、構想区域全体としての地域医療構想の実現の見通し

注１：精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等の場合を除く。
注２：都道府県立病院や指定都市立病院の場合も、都道府県の医療政策担当課の確認が必要。

地域医療構想との整合性の確認の観点（手続通知「様式４」から）

① 地域医療構想における2025年の機能別必要病床数の実現に向けて、当該病院がこれまで行ってきた取組

② 地域医療構想における2025年の機能別必要病床数に照らして、当該病院で整備予定の機能別病床数は適切か
- 新設・建替等団体は、適切と考える場合はその理由を記入
- 都道府県の意見は、構想区域内で当該病院が担う役割を踏まえて、新設・建替等後の機能別病床数が、その役割を踏まえた対応になっているか、という観点から記入

③ 当該病院以外の病院における地域医療構想の実現に向けた取組の状況（都道府県のみ記入）
- 都道府県の意見は、新設・建替等を行う病院の役割との違いを踏まえて記入

④地域医療構想における2025年の機能別必要病床数の実現に向けて都道府県で行っている取組と、実現の見通し（都道府県のみ記入）
- 都道府県の意見は、都道府県において地域医療構想の実現のために取り組んでいること（取組予定含む）及び地域医療構想の実現の見通しについて記入
- なお、②において、当該新設・建替等が**地域医療構想と整合していると評価するためには、②の当該病院における機能別病床数の見直しや、③における当該病院以外での取組又は本欄において記入する都道府県の取組によって、構想区域全体として地域医療構想の実現に向けた見通しが立つことが必要である**ことに留意すること。

公立病院の新設・建替等に係る地域医療構想との整合性の確認の観点（イメージ）

【当該圏域の２０２０年病床数と地域医療構想に掲げる２０２５年必要病床数】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等	合計
2020病床数	300	1，200	200	1，100	110	2，910
2025病床数	260	700	860	780	0	2，600
差	▲40	▲500	660	▲320	▲110	▲310

【A病院の建替後の病床数】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等	合計
2020病床数	50	150	60		10	270
2025病床数	45	150	60		10	265
差	▲5	0	0		0	▲5

【上記の例の場合の確認の観点（イメージ）】

① 地域医療構想における2025年の必要病床数では、急性期から回復期への転換の必要性が示されているが、当該病院で急性期や回復期の病床数を変更しないのは、当該病院の役割に照らして妥当か。
② 当該病院以外では、地域医療構想の実現に向けてどのような取組が行われる予定か。
③ 急性期から回復期への見直しは、①における役割分担を踏まえて、他の病院において行うという整理がなされているのか。
④ 急性期や回復期の病床数の見直しは予定されていないが、地域医療構想における急性期や回復期の必要病床数について、実現する目途がたっているのか。たっていなければ、当該病院で見直しを図る必要性があるのではないか。
⑤ 高度急性期について、当該病院で５床を減らしても、地域医療構想における2025年の必要病床数に照らして、３５床多い状況である。３５床は他の病院で見直すという整理がなされているのか。
⑥ 休棟中を見直さないのはなぜか。
⑦ 上記について、地域医療構想調整会議において合意は得られているか。

３．機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る財政措置の活用における総務省の確認事項

機能分化・連携強化に係る財政措置の活用に当たっての総務省の確認事項

総務省の確認事項（手続通知第２の３）

① **機能分化・連携強化計画に基づく取組内容と、経営強化ガイドライン又は財政通知に定める要件との適合**

② **地域医療構想との整合性に関する都道府県の確認結果**（精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等の場合を除く。）

①の確認について

○「機能分化・連携強化計画」様式にて、機能分化・連携強化の全体を確認

○ 活用しようとする措置内容に応じ、次の様式にて、財政通知の要件との適合を確認
- 「病院事業債（特別分）に関する調書」
- 「病院事業債（特別分）充当計画書」
- 「病院事業債（一般会計出資債）」
- 「病棟等施設の除却等に要する経費に関する調書」

※その他、「経営強化プラン」の写しの提出等により、取組内容を確認。

②の確認について

○「総括表」様式にて、地域医療構想との関係について確認（総括表は、次の観点について記入）

- 地域医療構想を踏まえて、当該病院では、新設・建替等や機能分化・連携強化の取組後、どのような役割や病床機能を担う予定か
- 地域医療構想における2025年の機能別必要病床数に照らして、当該病院で整備予定の機能別病床数は適切か（また、その理由）
- 機能分化・連携強化の内容
- 新設・建替等の内容や機能分化・連携強化の取組の地域医療構想との整合性についての都道府県の確認結果とその理由

※　都道府県立病院や政令指定都市立病院の場合も、都道府県の医療政策担当課の確認が必要。

機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債（特別分）【R4拡充】

資料2より再掲

○　医師不足や人口減少に伴う医療需要の変化に対応し、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」が必要。

○　公立病院経営強化プランに基づき、原則として令和9年度までに行われる公立病院の機能分化・連携強化に係る施設・設備の整備について、病院事業債（特別分）を措置。

対象要件

以下のいずれかに該当すること。

A. 複数病院の統合

○関係する病院が1以上減となること。

B. 複数病院の相互の医療機能の見直し

○関係病院等間において、地域医療構想に沿って、以下に掲げる全ての取組が行われること。

ア　基幹病院への急性期機能の集約

イ　基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等

ウ　基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援

エ　基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構築

オ　医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

対象経費

A・B共通

①関係病院等間のネットワーク形成のための患者搬送車、遠隔医療機器等の整備

②経営主体の統合に伴う情報システムの統合、**関係病院等間の医療情報の共有や医師等の働き方改革に必要となる情報システム**等の整備

③機能分化・連携強化後の基幹病院に新たに整備される高度・救急医療施設、医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設、これらの施設に設置される医療機器等の整備

④機能分化・連携強化後の基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器等の整備

⑤複数病院の統合に伴う病院の整備

⑥複数病院の相互の医療機能の見直しに伴う基幹病院の整備

（**基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合であって、その旨を明記した統合協定書、連携協約等を議会の議決等を経て公表する場合に限る。**）

機能分化・連携強化のイメージ（例）

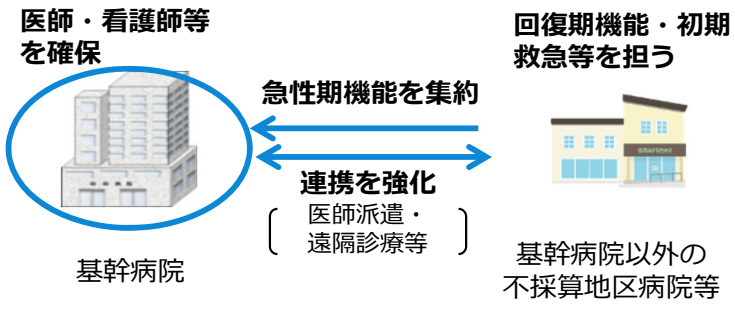

病院事業債（特別分）の対象：元利償還金の40%を普通交付税措置

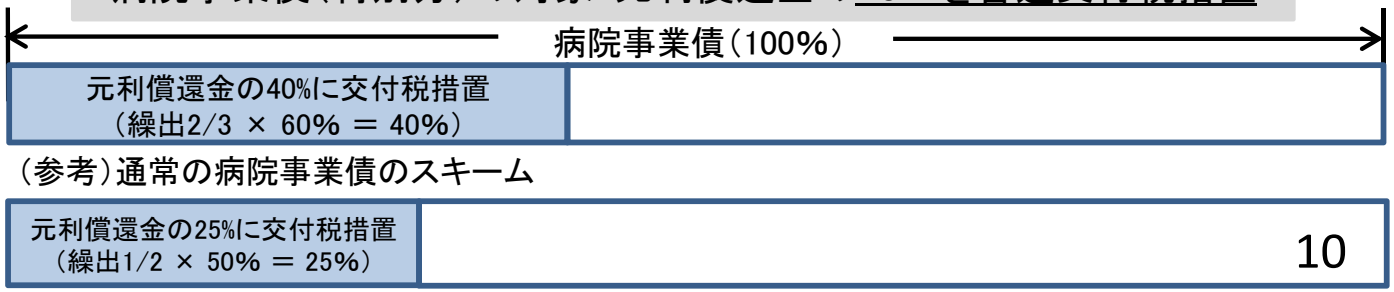

「病院事業債（特別分）」⑥複数病院の相互の医療機能の見直しに伴う基幹病院の整備

資料2より再掲

○ 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、過疎地等に所在し、医師等の確保が特に困難である不採算地区病院の医療機能を維持・確保するためには、不採算地区病院において医療機能の見直しを行うとともに、医療資源が充実した基幹病院との連携を強化することが必要。

○ このため、「B. 複数病院の相互の医療機能の見直し」であっても、基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合であって、その旨を明記した統合協定書、連携協約等を議会の議決等を経て公表する場合に、基幹病院の整備費全体を病院事業債（特別分）の対象とする。

1.「救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能」とは

→ 地域において必要とされる機能は地域の実情によって様々であるため、下記3. の統合協定書、連携協約等において具体的に明記。

2.「機能を維持する」とは

→ 以下のいずれかが可能となる場合又はこれらに類する場合とする。

① 不足する診療科目又は救急医療等の病院機能の新設・再開

② 休止に直面している診療科目又は救急医療等の病院機能の維持

③ 機能見直しに伴い対応が困難となる診療科目又は救急医療等の病院機能の維持

3.「統合協定書、連携協約等を議会の議決等を経て公表」とは

→ 経営主体を統合する場合は統合協定書等、経営主体の統合を伴わない場合は地方自治法第252条の2に基づく連携協約等の締結により、基幹病院が行う支援の内容や維持される不採算地区病院の医療機能等について、関係自治体間で合意した内容を、議会の議決又は議会への報告を経て、住民に公表。

→ 統合協定書、連携協約等には、上記1の医療機能維持のための具体的な支援内容を記載することが必要。その際、医師派遣回数の相当程度の増加を盛り込むことが必要。「相当程度」とは、上記医療機能の維持のため不足する医師を補完する程度を指す。
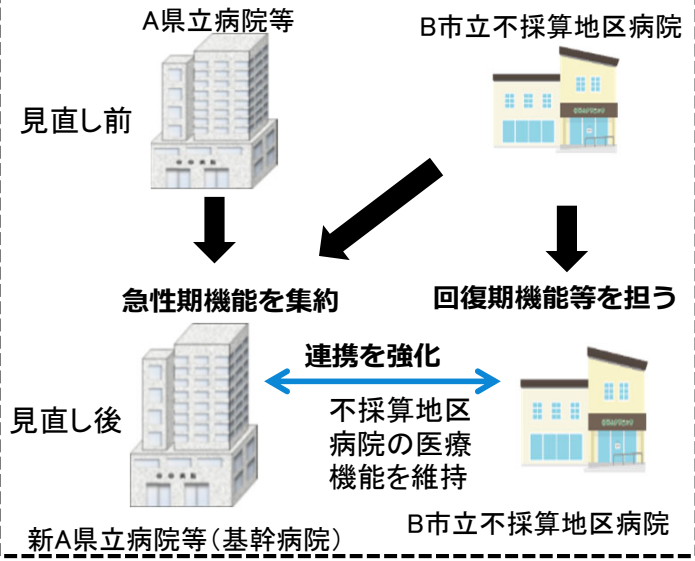
機能分化・連携強化のイメージ（例）